

令和8年7月24日

人吉市消防団員報酬支払に係る源泉徴収票発行ミスについて

総務部総務課

1 概要

消防団員への報酬支払に伴う源泉徴収票を発行するに当たり、法令上非課税である額を含めた額を課税対象額として誤って記載し、源泉徴収票を発行していたもの

2 詳細内容

(1) 令和3年以前分

年額報酬が5万円以下であるものは非課税であるが、非課税である団員分について当該支給額を含めて源泉徴収票を発行していた。

(2) 令和4年～令和7年分

令和4年3月の消防庁通知（所得税基本通達 28-9 の改正）において、年額報酬については5万円まで、出勤報酬は1日8千円までがそれぞれ非課税とされたが、これらの非課税額を控除せず、源泉徴収票を発行していた。

3 誤記載による影響

源泉徴収票の「支払金額（所得）」を過大に記載していたため、この金額をもとに算定される市・県民税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料（以下「税金等」という。）などを、本来より多く徴収している可能性がある。

※影響額については現在調査中

※所得税については、支給時に源泉徴収を適正に行っている。

4 税金等の再計算・還付の対象

地方税の還付が可能な期間の過去5年分（保険料については過去2年分）を対象に再計算を行い、多く納めていただいた分を還付する。

	源泉徴収票を送付した団員数	発行対象だった団員数 （課税対象額有）	本来発行不要だった団員数 （課税対象額無し）
令和3年分	122人	21人（再発行必要なし）	101人
令和4年分	122人	17人（再発行必要）	105人
令和5年分	396人	15人（再発行必要）	381人
令和6年分	415人	16人（再発行必要）	399人
令和7年分	386人	16人（再発行必要）	370人

※令和3年分は改正前で「年額報酬5万円以下は全額非課税」のため過大記載は生じていないが、5万円以下の101人は本来発行が不要であった。

※【例：団長の場合】 年額報酬93,500円－非課税50,000円＝課税対象額43,500円とすべきところ、93,500円全額を記載していた。

5 一連の対応状況

令和8年6月17日 ひらめき箱投書により本件把握（総務課）

令和8年6月18日 市長・副市長へ報告（消防団及び議会への報告、諸通知・還付等の事後処理について指示有）

消防団 団長及び副団長へ速報として説明

令和8年6月17日～ 県への照会等内容精査（7月6日回答有）

令和8年7月23日 消防団理事会で幹部へ説明（団長～副分団長）

6 今後の対応

- (1) 総務課 再発行が必要な団員へ、修正後の源泉徴収票及び手続案内通知を送付。発行が不要だった団員へは、その旨の通知を送付
- (2) 税務課 税金等の還付通知（収入更正・請求書を含む。）を送付。他自治体に居住する方へは、課税地の自治体から個別に案内

7 再発防止策

本件の原因は、担当職員の税務法令に関する認識が不十分であったこと、及び発行前のチェック体制が確立されていなかったことにあります。今後は、関係法令の再確認を徹底し、以下のとおり組織的に再発を防止します。

(1) 事務マニュアルの整備

源泉徴収票の作成手順、非課税額の控除方法、根拠法令を明記したマニュアルと階級別の課税早見表を作成し、担当者が代わっても同一の処理ができる体制を整える。

(2) 部署間の連携とダブルチェック

防災課（データ提供）と総務課（発行）の受け渡し時に「非課税額を控除済みか」を相互確認するとともに、発行前に別の職員が計算結果を照合する複数人チェックを義務化する。

(3) システム・帳票による誤り防止

非課税額を自動控除して課税対象額を算出する計算シートを整備し、手作業による転記ミスを排除する。課税対象額が0円の団員は発行しない旨を帳票上で明確化する。

(4) 税制改正情報の共有と全庁点検

国・県からの税制改正通知を担当課内で確実に共有・引き継ぐとともに、他の報酬支払事務（審議会委員報酬等）でも同様の誤りがないか全庁的に点検する。

本件に関する問合せ先
総務部 総務課 担当：池下、原口
TEL 0966-22-2111（代表）